

介護保険制度における所得指標の「合計所得金額」

介護保険制度では、所得の状況に応じて保険料や利用者負担額等を負担する仕組みとなっており、低所得者等に該当するか否かについては、地方税法上の「合計所得金額」(収入から必要経費を控除した額)を指標として用いて判定している。

このため、例えば、自宅を売却して新たな住居を購入した場合には手元に譲渡収入が残らないものの、多額の譲渡所得の計上により、合計所得が上昇し、一時的に保険料や利用者負担が上昇する。

現行は、譲渡所得がある場合、譲渡所得2,500万円を「合計所得金額」に含めているが、改正後は、譲渡所得の特別控除2,000万円を引いた500万円を「合計所得金額」に含める。

なお、保険料や利用者負担減額等においては、平成30年度施行となる。

